

シンクロ二模試ご受験の皆様へ

この封筒には会場受験申込の方にもシンクロ二模試問題文が入っています。

会場受験(に変更)する方は模試までは開封しないでください。

原則 9月27日 10:15 に開封してください。(日程が合わない方は自由です)

10:30 スタートとして必ず 6 時間半(17:00)で終わってください。

尚 27 日は zoom で東京会場とつなげる予定です。 <https://us02web.zoom.us/j/8171813701>

シンクロ二模試は会場・自宅とも 10 時 30 分から全国一斉にシンクロして行う模擬試験です。

(会場受験に変更する方は、間に合うように各会場に 9:45~10:00 にお越しください。座席にはある程度余裕を持たせていますが、できる限り、会場受験希望の方は事前に BAND 等で申込をお願いします。)

当日の日程

10:00 会場 **10:30 スタート 17:00 終了** 17:30 解説 18:30 解説終了

19:00 本試験直前講習 20:30 質疑応答 21:00 終了

(自宅受験の方のために別途 9/30 の 19:00 からオンライン解説、まとめ解説を行います)

日時・場所

9月26日(土) 大阪：おおきに南船場会議室(心斎橋) 大阪市中央区南船場3丁目2-2 2 麻綱ビル 1F

9月27日(日) 東京：ハロー会議室浜松町北口駅前 東京都港区浜松町 1-20-8 HK 浜松町ビル

9月27日(日) 自宅：郵送にて自宅受験かつ 30日(水) オンライン解説

持物：受験票以外の本試験準備全て

- 1) A2 用紙折りしわを伸ばして前日から準備をしてください (コース生は既に作図用紙は配布済)
(作図用紙は製図試験.com 用紙でなくてもかまいません)
- 2) 原則 9月27日 10:15 に開封し、10:30 よりスタートしてください。
- 3) 念のためバックアップコピーをお願いします。
- 4) 9月28日消印有効とします。

コース生及びシンクロ二模試にお申込・ご入金の方には、回答図面の送付にかかわらず解答例、解説、をお送りいたします。6 時間半を過ぎた解答でも添削しますが、**評価対象外とします。完成死守**をめざしてください。

模試講評は、サイト上で 9月30日(水曜日) にアップ予定です。解説動画もここでお知らせします。

<https://seizushiken.com/2020syn96/>

では健闘を祈っています！

製図試験.com 代表 山口 達也

同梱物：本紙、問題文、答案用紙 II、(一般のみ薄紙用紙 2 枚)

I. 設計条件

この課題は、地方都市の公園の一角に、通所介護短期入所等の居宅サービスとユニットケア型の特別介護老人ホーム(以下特養)を含む高齢者介護施設を計画するものである。通所者10人、短期8人、特養入所者20人を最大定員とする。入所者が明るく家庭的な雰囲気の中で共同生活ができるよう、また利用者の各室は日照及び採光を取り入れ、明るく開放的な空間となるように配慮する。なお、景観を活かしたデザインを取り入れるため、主要な屋根を勾配屋根とする。

1. 敷地及び周辺条件

- 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、「敷地図」とのりである。
- 敷地は道路及び隣地との高低差はないものとする。
- 敷地は、準住居地域及び準防火地域に指定されている。また、建べい率の限度は70%、容積率の限度は300%である。
- 電気、ガス及び上下水道は完備しており、地盤は良好で杭打ち等の必要はない。
- 主要な屋根は、勾配屋根(2/10程度)とする。また西側敷地境界から10mまでの位置は景観条例上10mまでの高さ制限が設けられている。
- 河川の氾濫、日影及び積雪の配慮はしなくてよい。

2. 建築物

- 構造、階数等
地上4階建ての建物とし、構造形式は自由とする。
- 床面積の合計
床面積の合計は、2,400m²以上2,800m²以下とする。
この課題の床面積の算定においては、ピロティ、塔屋、バルコニー、屋外階段、屋上設備スペースは、床面積に算入しないものとする。なお、ピロティ等を屋内的用途に供するもの(娯楽スペース、設備スペース、駐車場及び車寄せ等)については、床面積に算入するものとする。
- 要求室
下表の室は、すべて計画する。

| 部門 | 室名 | 特記事項 | 床面積 |
|--|---|---|----------------------|
| 居宅サービス部門 | レクリエーションホール | ・外部の訪問者にも使いやすい位置に設ける。 ・天井高さを5.5m以上、無柱空間とする。 ・空調機械室等を含まず150m ² 以上とし、短辺/長辺=1/2以上とする。 | 150m ² 以上 |
| | ホワイエ | ・レクリエーションホール用とする。 | 適宜 |
| | 浴室 | ・一般浴及び機械浴とする。脱衣室を設ける。 ・サニタリーを設け屋上庭園と出入可能とする。 | 約80m ² |
| | 食事室 | ・公園に面して設ける。 ・ハンフリー、スタップコーナーを設ける。 ・テーブル・イスをレイアウトする。 | 約80m ² |
| | 調理室 | ・施設全体の厨房とし、配膳動線に配慮する。 | 約80m ² |
| | 機能訓練室 | ・食事室と一体的に利用できるよう配慮する。 ・公園に面して設ける。 | 約60m ² |
| | 便所 | ・車いす仕様3ブースを設ける。 | 適宜 |
| | 洗濯室 | ・できるだけ浴室及び便所近傍に設ける。 | 適宜 |
| | 4人室 | ・ショートステイ用とし、便所、洗面等を設ける。 ・2室設け、通所利用者とは動線を分ける。 | 計約80m ² |
| | スタップ室 | ・エレベーターが視認できる位置に設ける。 | 適宜 |
| 特養部門 | 3~4階に1フロア1ユニット計2ユニット設ける。 以下の要求室は全て1ユニット分の記述とする。 | | |
| | 居室 | ・1室約20m ² とし、10室/ユニットを設ける。 ・個室とし、便所、洗面、バルコニーを設ける。 | 約200m ² |
| | 共用リビング | ・キッチンハンフリーコーナーを設ける。 ・スタップコーナーを設ける。 ・日照、採光に特に配慮する。 | 約40m ² |
| | バスルーム | ・個室浴室を1室設ける。 | 適宜 |
| | 便所 | ・車いす仕様とし2ブース以上設ける。 | 適宜 |
| その他 | エントランスホール | ・風除室、上部に吹抜け(面積適宜)及びトップライトを設ける。 | 適宜 |
| | レストラン | ・公園に面する。30席以上をレイアウトする。 ・厨房を設ける。 | 適宜 |
| | 事務室 | ・エントランスホールに面して設け、施設全体の事務室を兼ねる。 | 約20m ² |
| | 医務室 | ・事務室に隣接して設ける。 | 適宜 |
| | ゴミ庫 | ・建築物内に設ける。 | 適宜 |
| 設備スペース | ・外気調整室外機を設ける。 ・必要に応じて空冷ヒートポンプ室外機、電気設備を設置する。 ・機器のメンテナンスに配慮した配置とする。 ・その他、採用した設備計画に応じて計画する。 | 適宜 | |
| ・職員の通用口や倉庫等は、適切に計画する。 ・上記の室に関連して必要と思われる室等は、適宜計画するものとする。 | | | |

3. その他の施設等

- 駐車場は平面駐車とし、車いす使用者として1台分、管理・サービス及び送迎ワゴン車用(6m×3m)として3台分、合計4台分を設け、それ以外の一般利用者は敷地外の駐車場を利用する。
- 利用者送迎用として風除室前に雨がかりがないよう車寄せを設け、進入路を設ける。
- 利用者用駐輪場は、2.0m×0.5mとし、10台分以上設ける。
- 浴室との関係に配慮した屋上庭園(50m²以上)を設ける。
- レクリエーションホールとの関係に配慮したみんなの広場(約40m²)を設ける。

4. 留意事項

- 建築計画、構造計画及び設備計画については、次の点に留意して計画する。
- 建築物はバリアフリー、セキュリティ、省エネルギー、景観に配慮する。バルコニー先と隣地境界線については適切な離隔距離をとるものとする。
 - 利用者の当該敷地へのアプローチは、利用者の利便性に配慮する。また各要求室は利用形態に応じて適切に計画する。
 - 敷地条件(方位等)や周辺環境に配慮するとともに、空調負荷の抑制や自然光の利用、日射遮蔽及び通風等を用いて、建築環境負荷低減に配慮する。上水道については、受水槽を採用する。
 - 建築物全体が、構造耐力上、安全であるように計画するとともに経済性にも配慮する。
 - 構造種別、架構形式、スパン割及び基礎構造について適切に計画すると共に、適切な断面寸法の部材を配置する。
 - 設備機器の搬出入及び更新に配慮した計画とする。またエレベーターは、利用者用寝台エレベーターを1基、サービス用エレベーターを1基計画する。また新型コロナウイルス対策として外気調整機を用いる。
 - 建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、所定の防火設備を適切に計画する。また、防火区画(面積区画・堅穴区画)が必要な部分には、所定の防火設備を用いて適切に区画する。なお、本建築物は、「避難上の安全の検証」を行わないものとする。
 - 非常用進入口もしくは進入口に代わる窓など(代替進入口)を設ける。また廊下を含む共用部分の排煙を適切に計画する。
 - 老人福祉法より、直通階段には2以上の特別避難階段を設けるか、1以上の特別避難階段及び全周にバルコニーを設けた上で屋外避難階段を設けるものとする。必要に応じて、「敷地内の避難上必要な通路」を適切に計画する。

II. 要求図書

【答案用紙 I】の定められた枠内(寸法線については枠外でもよい。)に、黒鉛筆を用いて記入する。

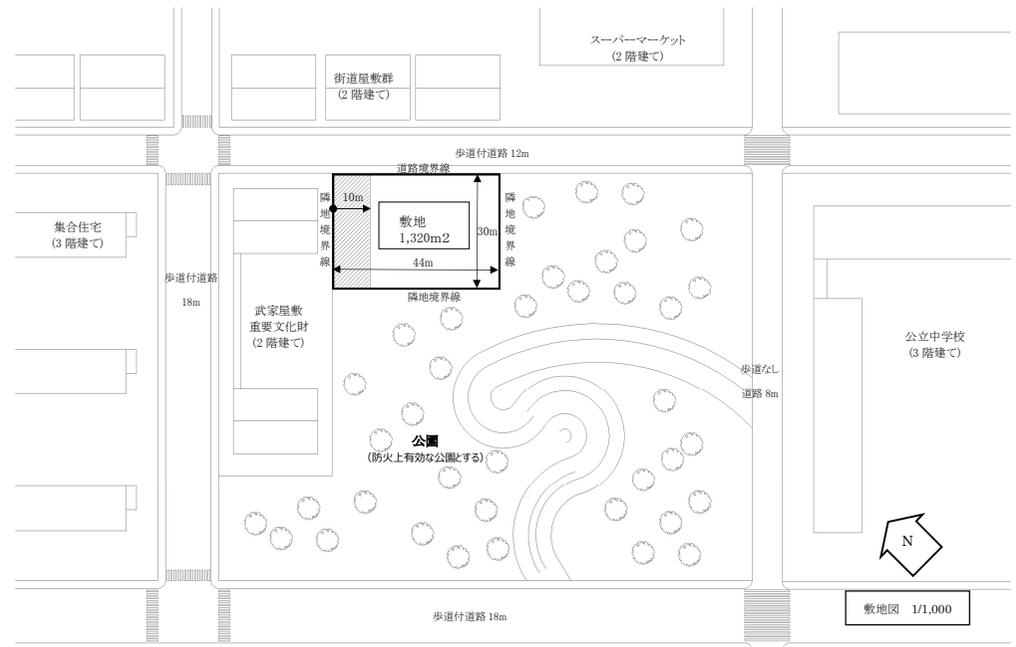
1. 要求図面(答案用紙 I に記入)

下表より、所定の図面を作成し(フリーハンドでもよい)、必要な事項を記入する。なお各図面には、必要に応じて計画し留意した事項について、簡潔な文章や矢印等により補足して明示する。

| 図面及び寸尺 | 特記事項 |
|--------------------|---|
| (1)1階平面図兼配置図 1/200 | ① 1階平面図兼配置図、2階平面図及び基準階平面図に、次のものを図示又は記入する。 イ.建築物の主要寸法(柱割り及び床面積の計算に必要な程度)ロ.室名等ハ.設備シャフト〔パイプシャフト(PS)、ダクトスペース(DS)、電気シヤフト(EPS)]の位置 ニ.設備計画に応じた設備スペース(ただし、屋上に設けた場合は断面図に図示する。) ホ.断面図の切断位置 ヘ.要求室の床面積、特記事項の室、スペース、什器等ト.建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置及び防火設備、防火区画に用いる防火設備の種別 |
| (2)2階平面図 1/200 | ② 1階平面図兼配置図には、次のものを図示又は記入する。 イ.建築物の出入口(▲で表示、通用口等△で表示)ロ.駐車場(台数及び出入口を明示する。)ハ.敷地内の避難上必要な通路(ある場合のみ)の経路と幅ニ.車寄せ、通路、植栽等 |
| (3)基準階平面図 1/200 | ③ 2階平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ.下階の屋根、ひさし等となる部分ロ.居室の最も遠い位置から2の直通階段に至る歩行経路、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さ |
| (3)断面図 1/200 | ④ 基準階平面図は、3階平面図で表すものとし、次のものを図示又は記入する。 イ.下階の屋根、ひさし等となる部分ロ.居室の最も遠い位置から2の直通階段に至る歩行経路、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さ ハ.4階に掛かる屋根の形状(軒先、棟等を破線で図示する。)ニ.非常用進入口もしくは進入口に代わる窓など(代替進入口を△で図示する) |
| (3)断面図 1/200 | ① 切断位置は、レクリエーションホールの吹抜け部分を含むものとし、屋根の勾配を含む立体構成がわかる位置とする。なお水平方向、鉛直方向の省略は行わないものとする。 ② 屋上に設備スペース(ある場合)を図示する。 ③ 建築物の最高高さ(塔屋を含む)、階高、天井高、各階床高、基礎底盤及び主要な室名を図示する。 ④ 梁、壁、基礎、スラブの断面を図示する。 ⑤ 延焼の恐れのある部分及び、防火区画の防火設備、特定防火設備を図示する。 |

2. 面積表(答案用紙 I に記入)

- 地上1~4階の床面積(3階と4階は同一)及びその合計を記入する。なお、各階の床面積については、その算定式も記入する。また建べい率とその計算式についても記入する。



3. 計画の要点等

建築計画、構造計画及び設備計画について、次の要点等を具体的に記述する。なお、要求図面では表せない部分についても記述する。

- 建築物の動線・ゾーニングについて利用形態に応じて配慮した点
- ユニットケアについて計画し配慮した点
- 高齢者利用という観点でのセキュリティについて配慮した点
- 建築物に採用した構造種別、架構形式、スパン割り等を採用した理由及び主要な部材寸法
- 各設備スペースの位置について配慮した点
- 空調計画について特に配慮した点

4. 図面レイアウト(製図試験.com 課題指示:本試験では解答用紙 I に記載)



防火設備等の凡例

(◎、◎等の表示は、必要な箇所(外壁の開口部、断面図も含む)に全て記入すること)

| 【建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備】 | 【防火区画に用いる防火設備の位置及び種別】 | |
|---|-----------------------|----------------|
| | 特定防火設備 | 法第九ノ二に規定する防火設備 |
| | 特 | 防 |
| 建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分がある場合においては、隣地境界線又は道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離(m)を記入し、延焼ラインを破線で図示すること また、建築物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分の開口部に要求される所定の防火設備の種別を記入すること | | |

建築計画、構造計画及び設備計画について、次の要点等を具体的に記述する。
なお、要求図面では表せない部分についても記述する。

(1) 建築物の動線・ゾーニングについて利用形態に応じて配慮した点(図示必須)

| |
|-----|
| |
| |
| |
| |
| 図示欄 |

(2) ユニットケアについて計画上配慮した点

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

(3) 高齢者利用という観点でのセキュリティについて配慮した点

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

(4) 建築物に採用した構造種別、架構形式、スパン割り等を採用した理由及び主要な部材寸法

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

(5) 各設備スペースの位置について配慮した点

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

(6) 空調計画について特に配慮した点

| |
|--|
| |
| |
| |
| |

質問欄

| |
|--|
| |
|--|

※要点・図面・エスキースの裏面には念のため、氏名のみお書き添えください。

I. 設計条件

この課題は、地方都市の公園の一角に、通所介護短期入所等の居宅サービスとユニットケア型の特別養護老人ホーム(以下特養)を含む高齢者介護施設を計画するものである。通所者10人、短期8人、特養入所者20人を最大定員とする。入所者が明るく家庭的な雰囲気の中で共同生活ができるよう、また利用者の各室は日照及び採光を取り入れ、明るく開放的な空間となるように配慮する。なお、景観を活かしたデザインを取り入れるため、主要な屋根を勾配屋根とする。

1. 敷地及び周辺条件

- 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、「敷地図」のとおりである。
- 敷地は道路及び隣地との高低差はないものとする。
- 敷地は、準住居地域及び準防火地域に指定されている。また、建ぺい率の限度は70%、容積率の限度は300%である。
- 電気、ガス及び上下水道は完備しており、地盤は良好で杭打ち等の必要はない。
- 主要な屋根は、勾配屋根(2/10程度)とする。また西側敷地境界から10mまでの位置は景観条例上10mまでの高さ制限が設けられている。
- 河川の氾濫、日影及び積雪の配慮はしなくてよい。

2. 建築物

- 構造、階数等
地上4階建ての建物とし、構造形式は自由とする。
- 床面積の合計
床面積の合計は、2,400m²以上2,800m²以下とする。
この課題の床面積の算定においては、ピロティ、塔屋、バルコニー、屋外階段、屋上設備スペースは、床面積に算入しないものとする。なお、ピロティ等を屋内の用途に供するもの(娯楽スペース、設備スペース、駐車場及び車寄せ等)については、床面積に算入するものとする。
- 要求室
下表の室は、すべて計画する。

| 部門 | 室名 | 特記事項 | 床面積 |
|--|---|---|----------------------|
| 利用者ゾーンは原則全て上足とするが、ルームシューズを常用するため、履き替え位置等は特に考慮しなくてよい。 | | | |
| 居宅サービス部門 | レクリエーションホール | ・外部の訪問者にも使いやすい位置に設ける。 ・天井高さを5.5m以上、無柱空間とする。 ・空調機械室等を含まず150m ² 以上とし、短辺/長辺=1/2以上とする。 | 150m ² 以上 |
| | ホワイエ | ・レクリエーションホール用とする。 | 適宜 |
| | 浴室 | ・一般浴及び機械浴とする。脱衣室を設ける。 ・サンルームを設け屋上庭園と出入可能とする。 | 約80m ² |
| | 食事室 | ・公園に面して設ける。 ・パントリー、スタッフコーナーを設ける。 ・テーブル・イスをレイアウトする。 | 約80m ² |
| | 調理室 | ・施設全体の厨房とし、配膳動線に配慮する。 | 約80m ² |
| | 機能訓練室 | ・食事室と一体的に利用できるよう配慮する。 ・公園に面して設ける。 | 約60m ² |
| | 便所 | ・車いす仕様3ブースを設ける。 | 適宜 |
| | 洗濯室 | ・できるだけ浴室及び便所近傍に設ける。 | 適宜 |
| | 4人室 | ・ショートステイ用とし、便所、洗面等を設ける。 ・2室設け、通所利用者とは動線を分ける。 | 計約80m ² |
| | スタッフ室 | ・エレベーターが視認できる位置に設ける。 | 適宜 |
| 特養部門 | 3-4階に1フロア1ユニット計2ユニット設ける。 以下の要求室は全て1ユニット分の記述とする。 | | |
| | 居室 | ・1室約20m ² とし、10室/ユニットを設ける。 ・個室とし便所、洗面、バルコニーを設ける。 | 約200m ² |
| | 共用リビング | ・キッチンパントリーコーナーを設ける。 ・スタッフコーナーを設ける。 ・日照、採光に特に配慮する。 | 約40m ² |
| | バスルーム | ・個室浴室を1室設ける。 | 適宜 |
| | 便所 | ・車いす仕様とし2ブース以上設ける。 | 適宜 |
| その他 | エントランスホール | ・風除室、上部に吹抜け(面積適宜)及びトップライトを設ける。 | 適宜 |
| | レストラン | ・公園に面する。30席以上をレイアウトする。 ・厨房を設ける。 | 適宜 |
| | 事務室 | ・エントランスホールに面して設け、施設全体の事務室を兼ねる。 | 約20m ² |
| | 医務室 | ・事務室に隣接して設ける。 | 適宜 |
| | ゴミ庫 | ・建築物内に設ける。 | 適宜 |
| 設備スペース | ・外気調整室外機を設ける。 ・必要に応じて空冷ヒートポンプ室外機、電気設備を設置する。 ・機器のメンテナンスに配慮した配置とする。 ・その他、採用した設備計画に応じて計画する。 | 適宜 | |
| ・職員の通用口や倉庫等は、適切に計画する。 ・上記の室に関連して必要と思われる室等は、適宜計画するものとする。 | | | |

3. その他の施設等

- 駐車場は平面駐車とし、車いす使用者用として1台分、管理・サービス及び送迎ワゴン車用(6mx3m)として3台分、合計4台分を設け、それ以外の一般利用者は敷地外の駐車場を利用する。
- 利用者送迎用として風除室前に雨がかりがないよう車寄せを設け、進入路を設ける。
- 利用者用駐輪場は、2.0mx0.5mとし、10台分以上設ける。
- 浴室との関係に配慮した屋上庭園(50m²以上)を設ける。
- レクリエーションホールとの関係に配慮したみんなの広場(約40m²)を設ける。

4. 留意事項

- 建築計画、構造計画及び設備計画については、次の点に留意して計画する。
- 建築物はバリアフリー、セキュリティ、省エネルギー、景観に配慮する。バルコニー先と隣地境界線については適切な離隔距離をとるものとする。
 - 利用者の当該敷地へのアプローチは、利用者の利便性に配慮する。また各要求室は利用形態に応じて適切に計画する。
 - 敷地条件(方位等)や周辺環境に配慮するとともに、空調負荷の抑制や自然光の利用、日射遮蔽及び通風等を用いて、建築環境負荷低減に配慮する。上水道については、受水槽を採用する。
 - 建築物全体が、構造耐力上、安全であるように計画するとともに経済性にも配慮する。
 - 構造種別、架構形式、スパン割及び基礎構造について適切に計画すると共に、適切な断面寸法の部材を配置する。
 - 設備機器の搬出入及び更新に配慮した計画とする。またエレベーターは、利用者用寝台エレベーターを1基、サービス用エレベーターを1基計画する。また新型コロナウイルス対策として外気調整機を用いる。
 - 建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、所定の防火設備を適切に計画する。また、防火区画(面積区画・堅穴区画)が必要な部分には、所定の防火設備を用いて適切に区画する。なお、本建築物は、「避難上の安全の検証」を行わないものとする。
 - 非常用進入口もしくは進入口に代わる窓など(代替進入口)を設ける。また廊下を含む共用部分の排煙を適切に計画する。
 - 老人福祉法より、直通階段には2以上の特別避難階段を設けるか、1以上の特別避難階段及び全周にバルコニーを設けた上で屋外避難階段を設けるものとする。必要に応じて、「敷地内の避難上必要な通路」を適切に計画する。

II. 要求図書

答案用紙Iの定められた枠内(寸法線については枠外でもよい。)に、黒鉛筆を用いて記入する。

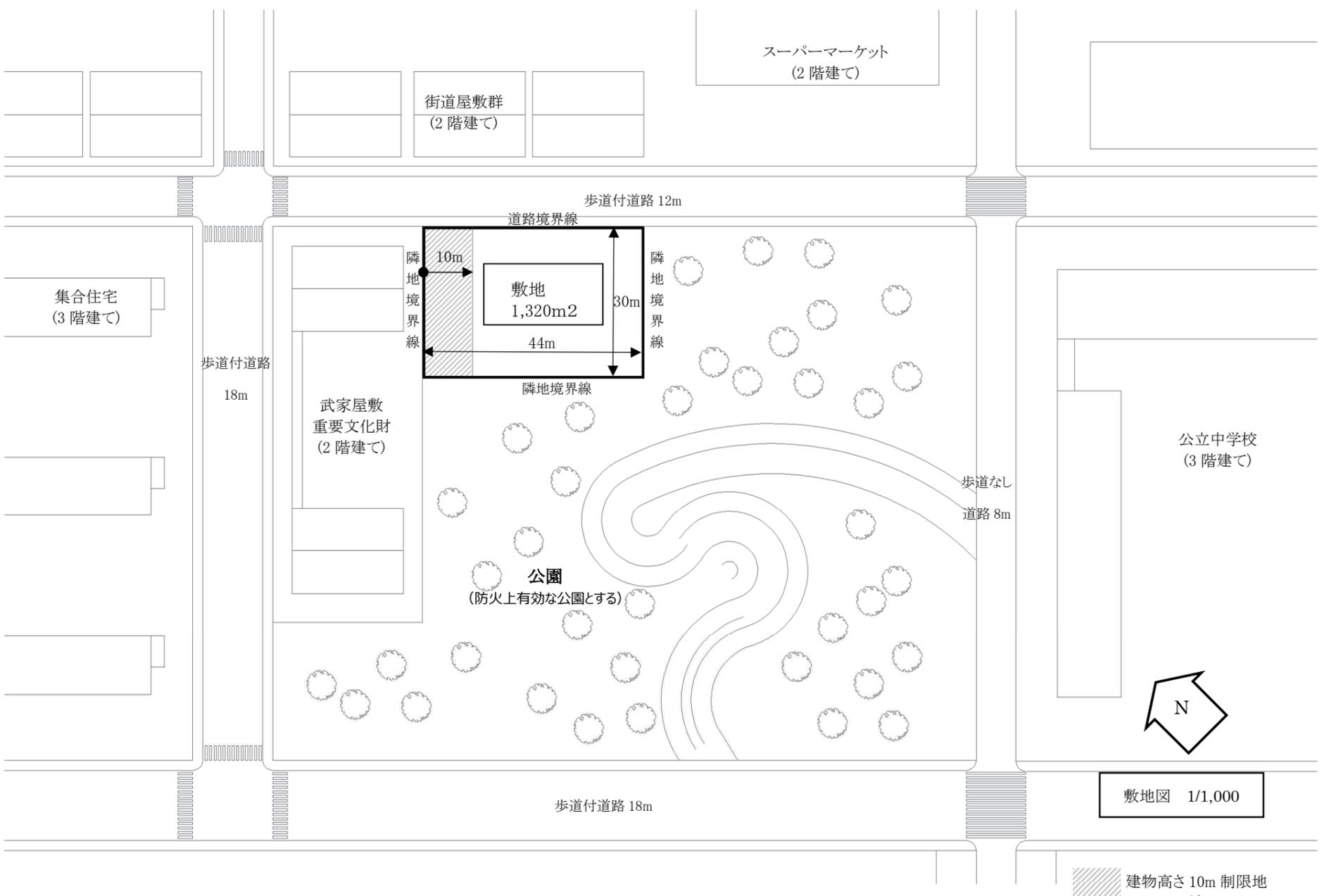
1. 要求図面(答案用紙Iに記入)

下表により、所定の図面を作成し(フリーハンドでもよい)、必要な事項を記入する。なお各図面には、必要に応じて計画上留意した事項について、簡潔な文章や矢印等により補足して明示する。

| 図面及び縮尺 | 特記事項 |
|-----------------------|--|
| (1)1階平面図兼配置図 1/200 | ① 1階平面図兼配置図、2階平面図及び基準階平面図に、次のものを図示又は記入する。 イ.建築物の主要寸法(柱割り及び床面積の計算に必要な程度) ロ.室名等 ハ.設備シャフト[パイプシャフト(PS)、ダクトスペース(DS)、電気シャフト(EPS)]の位置 ニ.設備計画に応じた設備スペース(ただし、屋上に設けた場合は断面図に図示する。) ホ.断面図の切断位置 ヘ.要求室の床面積、特記事項の室、スペース、什器等 ト.建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置及び防火設備、防火区画に用いる防火設備の種別 |
| (2)2階平面図 1/200 | ② 1階平面図兼配置図には、次のものを図示又は記入する。 イ.建築物の出入口(▲で表示)、通用口等(△で表示) ロ.駐車場(台数及び出入口を明示する。) ハ.敷地内の避難上必要な通路(ある場合のみ)の経路と幅 ニ.車寄せ、通路、植栽等 |
| (3)基準階平面図 1/200 | ③ 2階平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ.下階の屋根、ひさし等となる部分 ロ.居室の最も遠い位置から2の直通階段に至る歩行経路、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さ ④ 基準階平面図は、3階平面図で表すものとし、次のものを図示又は記入する。 イ.下階の屋根、ひさし等となる部分 ロ.居室の最も遠い位置から2の直通階段に至る歩行経路、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さ ハ.4階に掛かる屋根の形状(軒先、棟等を破線で図示する。) ニ.非常用進入口もしくは進入口に代わる窓など(代替進入口を△で図示する) |
| (3)断面図 1/200 | ① 切断位置は、レクリエーションホールの吹抜け部分を含むものとし、屋根の勾配を含む立体構成がわかる位置とする。なお水平方向、鉛直方向の省略は行わないものとする。 ② 屋上に設備スペース(ある場合)を図示する。 ③ 建築物の最高の高さ(塔屋を含む)、階高、天井高、各階床高、基礎底盤及び主要な室名を記入する。 ④ 梁、壁、基礎、スラブの断面を図示する。 ⑤ 延焼の恐れのある部分及び、防火区画の防火設備、特定防火設備を図示する。 |

2. 面積表(答案用紙Iに記入)

- 地上1~4階の床面積(3階と4階は同一)及びその合計を記入する。なお、各階の床面積については、その算定式も記入する。また建ぺい率とその計算式についても記入する。

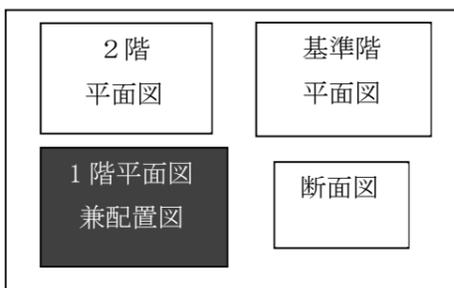


3. 計画の要点等

建築計画、構造計画及び設備計画について、次の要点等を具体的に記述する。なお、要求図面では表せない部分についても記述する。

- (1) 建築物の動線・ゾーニングについて利用形態に応じて配慮した点
- (2) ユニットケアについて計画上配慮した点
- (3) 高齢者利用という観点でのセキュリティについて配慮した点
- (4) 建築物に採用した構造種別、架構形式、スパン割り等を採用した理由及び主要な部材寸法
- (5) 各設備スペースの位置について配慮した点
- (6) 空調計画について特に配慮した点

4. 図面レイアウト(製図試験.com 課題指示:本試験では解答用紙 I に記載)



防火設備等の凡例

(特)、(防)等の表示は、必要な箇所(外壁の開口部、断面図も含む)に全て記入すること

| 【建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備】 | 【防火区画に用いる防火設備の位置及び種類】 | |
|---|--|-------------------|
| | 防火区画(面積区画・堅穴区画)に応じて、要求される所定の防火設備の位置及び種別を記入すること | |
| | 特定防火設備 | 法2-9-2ノロに規定する防火設備 |
| 建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分がある場合においては、隣地境界線又は道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離(m)を記入し、延焼ラインを破線で図示すること また、建築物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分の開口部に要求される所定の防火設備の種別を記入すること | (特) | (防) |

■添削について
 図面、エスキースを同封して下記住所までお送り下さい。〆切は9月28日(月)午前中の消印有効。添削は約1週間程度です。
 〒554-0012 大阪市此花区西九条2-7-8-3F 製図試験.com 事務局
 送付前に図面は必ずコピーを取ったのち、その原本を4つ折りして角2号封筒を使用してください。速達、書留、宅急便にする必要はありません。

